

令和8年度 学校給食「食育週間」における特別栽培米の取組

募集要項

学校給食「食育週間」における特別栽培米の取組を実施するにあたり、各小中学校に特別栽培米を納入する生産農家を下記により募集します。

※以下、要項中の「kg」は、「精米kg」です。

1. 取組概要

(1) 取 組 名

学校給食「食育週間」における特別栽培米の取組

(2) 取 組 内 容

「食育週間」における学校給食で、児童・生徒に市内で生産された特別栽培米を提供します。

(3) 実 施 対 象

京丹後市内の全ての小中学校

(4) 実 施 期 間

令和8年4月から令和9年3月まで

(5) 実 施 日

毎月19日が属する週の5日間（月曜日から金曜日まで）

※ 応募状況により、実施日の延長の場合があります。

※ 8月は夏休み期間中であるため実施しません。

※ 実施する週に祝祭日、給食未実施日がある場合は、その日を除きます。

※ 学校行事等の都合により、週が変更となる場合があります。

(6) 必要予定数量

○全体量 約 16,750kg

○確定数量は、令和7年11月初旬にお知らせします。

※学校別の必要数量については、「【参考資料】令和7年度特別栽培米必要数量」をご覧ください。

2. 米の仕様等

(1) 産地及び品種

京丹後産コシヒカリ

(2) 栽 培 方 法

無農薬・無化学肥料栽培、又は特別栽培の米とします。

(3) 生 産 年

令和8年4月から令和8年9月までは令和7年産の米とし、令和8年10月か

ら令和9年3月までは令和8年産の米とします。

(4) 米の規格等

検査米の1等米とします。

(5) 低温保管

4月1日から9月30日までは、13℃以下の低温状態で保管している米とします。

(6) 精米

○石抜き機能のある精米機により精米した米とします。

○納入日もしくは納入日前日に精米した米とします。

(7) 選別

玄米もしくは精米を色彩選別機により選別した米とします。

(8) 生産者

納入農家自身が京丹後市内において生産、精米した米とします。

(9) 異物等混入

虫や石など異物が混入していない米とします。

3. 農家要件

(1) 卸・小売販売

○適切な納入やクレーム処理対応を行っていただくため、令和7年産の特別栽培米の一部又は全部において、卸売業者、小売業者、不特定多数の実需者（飲食店、宿泊施設、個人消費者等）への販売実績がある農家で、その販売が次のいずれかの事項を満たしていることとします。（縁故による販売は不可とします。）

★商品の原料としてではなく、玄米又は白米の商品として販売しており、最終小売段階において、生産農家自身の専属的商品として最終消費者に販売されていることとします。

★生産農家自身が袋詰め、商品表示等を行い、概ね最終の小売商品状態で出荷していること。

(2) 低温保管施設

低温保管する施設を自己所有している農家とします。また、その低温保管施設の保管能力（保管可能数量）が、納入申込書に記載する納入希望数量以上であることとします。

(3) 安定供給

実施期間中、納入を担当する学校の必要数量を安定的に納入できる農家とします。また、納入数量の増減にも安定的に対応できる農家とします。

(4) 食育活動協力

納入を担当する学校から要請があった場合は、生産等に係る講話、農業体験の受入など、学校の食育活動に協力していただける農家とします。

4. 納入要件

(1) 納入単価

○ 公益財団法人京都府学校給食会の慣行栽培米単価と同額とします。

※ 上記単価は、毎年 12 月に新米の米価に応じて改定されます。

(よって、納入年度途中での単価変更が生じる場合があります)

※ 現行単価は、令和 7 年 11 月末まで精白米 498 円/kg (税別) です。

※ 令和 7 年 12 月以降の単価については未定です。

※ 今回の募集単価については、令和 7 年 12 月頃決定となります。

(2) 納入方法

○ 納入先の指示により、納入数量に応じて 5kg から 30kg の袋に袋詰めして納入してください。

○ 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく表示を袋に添付又は貼り付けて納入してください。

○ 指定された日時及び場所に配送し、担当者(栄養教諭、調理師など)立ち合いのもと納入してください。

○ 納入の際は、納品書及び請求書を添付してください。

(3) 納入日時

○ 実施初日の 4～5 日前までの午後(概ね 13:30～16:30)に、5 日分を一括して納入してください(納入先との個別調整になります)。

○ 具体的な納入時間は、学校によって異なるので、4 月の納入までに学校と調整してください。

○ 納入農家の都合により、やむを得ず納入日時の変更を希望する場合は、必ず学校に連絡して了承を得てください。

(4) 納入場所

○ 各学校の給食室物資搬入口に配送し、納入してください。

○ 学校から別途納入場所の指定があった場合は、指定された場所に納入してください。

5. 請求及び代金支払い等

(1) 請求書発行

納入時に請求書を発行、添付してください。ただし、他の農作物を納入している場合は、後日、月ごとにとりまとめて請求書を発行してください。

(2) 記載内容等

○ 請求書には、必ず次の事項を記載してください。

- ・ 請求者情報（農家名及びその代表者名（個人名）、住所、連絡先）
- ・ 請求先（〇〇小学校、〇〇中学校など）
- ・ 請求日及び納品日
- ・ 請求内容明細（品目、数量、単価、金額、消費税額、合計請求金額）
- ・ 振込口座（金融機関名、支店、口座種別、口座番号、口座名義）

○ 必ず代表者名（個人名）の右横に押印してください。

○ 上記の記載又は押印がない請求書では支払いができませんので、ご注意ください。

(3) 代金の請求、支払い方法について

市としての新たな統一対応ができませんので、お手数をおかけしますが、納入校と直接協議いただきますようお願いいたします。

(4) 代金支払

米の代金は、適正な請求書を受領してから30日以内に支払います。

6. 提出書類等

(1) 栽培管理記録（提出時期：別紙「納入申込書」提出時に添付）

- 特別栽培米の栽培管理記録（任意様式）を提出してください。
- 栽培管理記録には、確認責任者の押印があることとします。
- 納入申込書に記載する納入希望数量分以上の栽培管理記録を提出してください。

例）納入希望数量が年間 2,000 kg ⇒ 概ね 50a 以上の栽培管理記録

(2) 検査結果表（提出時期：別紙「納入申込書」提出時に添付）

- 1等米であることを証する書類として検査結果を提出してください。
- 検査結果の検査請求数量は、納入申込書に記載する納入希望数量以上とします。

(3) 特別栽培米の表示（提出時期：別紙「納入申込書」提出時に添付）

- 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく表示のサンプルを提出してください。
- 学校に納入する際は、提出する表示と同様の表示を必ず添付又は貼り付けてください。

7. 現地確認

(1) 現地確認実施

○納入申込書受理後、次のことを現地において確認します。

- ・低温保管施設（保管可能数量、実際の在庫保管など）
- ・精米施設（石抜き機能、色彩選別機能など）
- ・卸売販売又は小売販売実績（特別栽培米の表示、販売用の袋など）

(2) 確認立会等

現地確認の要請があった場合は応じることとし、現地確認に立会い、案内、説明等を行ってください。

8. 納入農家及び納入先等の決定

(1) 納入農家の決定

11月上旬に決定する予定です。

(2) 納入先（納入を担当する学校）及び納入数量の決定

○11月上旬に開催予定の納入調整会議において決定します。

○都合により、やむを得ず欠席する場合は、代理者が出席してください。

○代理者の出席も難しい場合は、事前にその旨を連絡してください。ただし、調整会議での決定事項に異議を唱えないこととします。

○納入農家及び代理者の欠席について連絡がない場合は、納入農家の決定を取り消すこととします。

9. 申込方法等

(1) 申込期限

令和7年10月15日（水）必着

(2) 申込方法

別紙「納入申込書」に必要事項を記入のうえ、「6. 提出書類等」記載の書類とともに申込先まで持参してください。

(3) 申込先

京丹後市農林水産部 農業振興課（大宮庁舎内） 担当：大上

電話：69-0410、ファックス：64-5660

10. 注意事項等

- (1) 納入申込書の「納入希望数量」及び「納入に関する希望」欄に記載した数量及び内容に沿えないことがあります。
- (2) 本募集要項の仕様又は要件等を満たしていないため納入農家から落選した場合、又は納入希望数量より実際の納入数量が減少した場合であっても、納入希望数量の検査に係る費用及びその他の納入申込に係る費用は、全て生産農家が負担してください。
- (3) 納入した学校から苦情等があった場合は、納入農家の責任において、誠意を持って対応するとともに、次回納入以降は改善してください。なお、次回納入において改善されない場合は、その後の納入を中止します。
- (4) 異物が混入している場合、学校が容認できない程度斑点米が混入している場合、又は調理機械（洗米機等）の都合により納入を受けた特別栽培米を使用できない場合で、学校から交換の要請があった場合は速やかに交換してください。
- (5) 異物混入、斑点米混入、調理機械の都合により納入した特別栽培米が使用されなかった場合は、使用されなかった特別栽培米の返品に応じ、その代金は請求しないでください。
- (6) (5)の場合で、既に水に漬けるなど廃棄せざるを得ない米がある場合でも、その代金は請求しないでください。